野田市・関宿町合併協議会だより [第6号]

【発行】野田市・関宿町合併協議会(〒278 8550野田市鶴奉7の1野田市役所) 04 7125 1111・内線2713~15 /【発行】平成14年(2002) 9月15日

窓口体制、大字名など 残りの168項目の調整方針を承認

合併協議会では、両市町で行政サービスや住民 負担に違いのあるものを調整する「事務事業調整」 を進めていましたが、8月31日に開催された第5 回合併協議会では、残りの168項目が承認され、 これにより884項目のすべての事務事業調整方針 が承認されました。

全844項目を承認

第5回協議会(8月31日)では、これまで残っていた168項目の事務事業調整方針が承認されました。

第3回協議会で625項目、第4回で91項目が承認されていますので、これにより全884項目の調整方針すべてが協議会において承認されました。

第5回協議会で承認された調整方針の例 窓口の体制

現在の関宿町役場を関宿支所とします。野田市の3か所の出張所については、現在の窓口業務に加え、税や福祉関係の窓口を新たに設けます。さらに、住民の利便性向上のため、新たに郵便局(5局)で住民票等交付業務を行います。関宿地区の3つのコミュニティセンターは公民館と位置付けられますが、住民サービスを低下させないために、現在行っている窓口業務は引き続き継続します。

なお、支所・出張所で取り扱う業務は4ページ に掲載しているとおりです。



大字名は一部に「関宿」の名を残すことに 合併後も大字名は現在のものを使用しますが、 関宿町の北部地区については、地元住民の意向を

踏まえ、現在の大字名の前に「関宿」を付けることにします(例:関宿町内町 野田市関宿内町) <前に「関宿」を付す大字>

"内町、江戸町、江戸町飛地、三軒家、台町、元町、元町飛地"の7大字

地方税・保険税の取扱い

両市町で税率が異なるもの(法人住民税、都市計画税)は、野田市の税率とします。個人住民税の所得割は、人口規模により標準税率が定められており、合併後の額は現在の野田市の額となります。

国民健康保険税は、野田市の税率とします。

行政経費を試算

全884項目の事務事業調整方針がまとまったことを受け、これに伴う恒常的な行政経費を試算したところ、現時点での概算で約5億9千万円となりました。

一方、人件費は流山市(新市の人口と同水準) 並みに効率化することにより、今後約180人の職員を削減することができ、これにより年間約15億円の削減となります。

したがって、合併に伴う行政経費の増分をまかなった上で、さらに差額分を新たな行政サービスに活用できると考えています。

今後は、まちづくり計画の作成へ

今後は、もう一つの重要な協議項目である新市のまちづくり計画(建設計画)の作成に入ります。884項目の事務事業調整とともに協議会の検討結果として取りまとめ、10月からの住民説明会で、住民の皆さんに両者を併せて分かりやすくご説明していく予定です。

事務事業調整方針の概要

第5回合併協議会で承認された事務事業調整方針の概要は以下のとおりです。

【地方税の取扱い】

- ・個人住民税の均等割については、人口規模による標準税率の定めがあり、合併後は野田市の額となります(2000円 2500円)。所得割は両市町とも同一であり、変わりません。
- ・法人市民税・都市計画税は、両市町で税率が異なるので、野田市の税率とします(関宿町において、法人市民税の法人税割は増額。都市計画税は減額)。
- ・固定資産税は、税率に変わりはありませんが、 関宿町の市街化区域農地が三大都市圏の特定市 となるので、宅地並み課税となります。ただし、 生産緑地の指定によって、一般農地に準じた課 税となります。

【保険税、保険料の取扱い】

・国民健康保険税は、限度額などは両市町同一で すが、税率が異なるので、野田市の税率としま す。

【使用料、手数料等の取扱い】

- ・水道料金、下水道料金は、両市町の料金体系が 異なるので、野田市の料金体系に統一します。 水道料金は、関宿町では小口は安くなり、大口 は高くなる見込みです(一般家庭(口径13 、 20)で月700円の減)。下水道料は関宿町で安 くなります。
- ・地区コミュニティ会館使用料は、野田市は原則 有料、関宿町は原則無料となっていますが、関 宿町のコミュニティセンターの料金・施設形態 は、野田市の地区公民館と類似していることか ら、合併後は公民館と位置付け、原則無料とし



ます。なお、公民館に移行後も住民票の発行業 務などは引き続き行います。

【組織・機構】

・組織は野田市の現在の組織を基本とし、職員数は、人口規模が同等の流山市並みの効率化を図ります(約180人の減)。これにより、年間約15億円のコスト減となります。

【補助金、交付金の取扱い】

・子ども会育成連絡協議会補助金などは、合併後 は協議会の組織を統一し、野田市の制度を適用 します。補助金額は合算額とします。

【保健福祉関係制度・事業の取扱い】

- ・身体障害者福祉手当、重度心身障害者医療費助 成は、両市町で対象者や支給額に違いがあるの で、住民に有利な野田市の制度に統一します。
- ・基本健康診査等の各種検診は、委託先など実施 方法に違いがあるので、基本的に野田市の制度 を適用します。乳がん検診のマンモグラフィー 検査(X線撮影)や成人歯科検診は、関宿町の 内容を野田市にも適用します。



・同和対策事業は、野田市は既に廃止済みであり、 関宿町で実施している団体育成事業、同和対策 推進事業は段階的に削減し、平成17年度末で廃 止します。自動車運転技能習得奨励事業は、16 年度末で廃止し、固定資産税・都市計画税減免 措置は14年度末で廃止します。

【環境関係制度・事業の取扱い】

・指定ごみ袋関係、粗大ごみ収集などは、両市町

の内容に違いがあるので、野田市の制度を適用 します(関宿町はごみ袋1枚から有料の従量制、 野田市は年間1世帯130枚まで無料、それ以上 は有料の超過量方式)。



・ごみ処理施設は、現行施設をそれぞれ新市にお いても稼動させます。

【教育関係制度・事業の取扱い】

・学校給食用食器は、野田市では実施計画に基づき順次強化磁器食器に変更しているので、関宿町においても実施計画に組み込み、強化磁器食器に変更していきます。



・社会科副読本は、野田市の制度を適用し、関宿 町の内容を盛り込んで作成します。

今回まとまった168項目の調整方針の総括票は「別冊」のとおりです。それぞれの個票のファイルは、市役所行政資料コーナー、町役場情報コーナー、図書館・両市町の公民館などの合併情報コーナーでご覧いただけます。また、総括票は、ホームページにも掲載しています。

【民生経済関係制度・事業の取扱い】

・防災行政無線局、地域防災系無線局は、それぞれ現行の設備について災害時の情報収集伝達手段として有効活用を図り、将来的にデジタル化への切替えを機にシステムの再構築を図ります。

【建設関係制度・事業の取扱い】

・都市計画土地利用については、関宿町の市街化 調整区域内農地は合併後、宅地並みの課税とな りますが、生産緑地の指定を受けたものは一般 農地に準じた課税となるため、両市町で連携を 図り、情報提供を行ないながら、指定の手続き 作業を進めます。

【広報広聴関係制度・事業の取扱い】

・市政・町政懇談会は、野田市の市政懇談会制度 を回数の増などによって充実させます。なお、 関宿町の町政モニター制度は廃止し、その趣旨 を市政懇談会に活かしていきます。

【職員の取扱い】

- ・常勤・非常勤特別職の給料等は、野田市の制度 を適用します。
- ・職員の給与等は、野田市の制度を基本としますが、現下の厳しい社会経済情勢に照らし、是正すべきものは是正していくという基本姿勢のもとで、職員組合との協議を進めつつ、給与の適正化等を図ります。

【各委員会の取扱い】

・農業委員会の選挙の投票区、定数及び選挙・選任による内訳、選挙区別定数、選挙区の地区割は、議員と同様、合併に関する総論の場で調整することとし、任期については、選挙による関宿町委員は、合併特例法の規定により野田市委員の残任期間在任します。

次回第6回協議会は、9月19日(木)午後4時から、第7回協議会は9月27日(金)午後4時から、いずれも野田市役所8階大会議室で開催の予定です。

合併協議会は中学生以上の方ならどなたでも傍聴できます。ただし会場の都合により定員を20人とし、先着順といたします。

支所・出張所等で取扱う業務

業務区分	業 務 内 容	関宿 支所	出張所	関宿 コミセン	郵便周
税関係	税関係証明 軽自動車登録・廃車手続				
	申告・納税相談等				
市民課関係	住民票、印鑑証明の交付				
	戸籍謄抄本の交付 転入・転出・転居処理				
	住民票記載事項の証明及び住所証明				
	印鑑の登録及び証明				
	戸籍法に基づく届出の受付 児童生徒の除籍通知書及び入学通知書の発行				
	死産届				_
	埋火葬及び改葬の許可				
	式場等の使用 市民会館等の使用許可				-
	自治会関係届出書の受付(回覧板の交付)				
	防犯灯新設申請受理				
	市民交通傷害保険事務受付の国人登録原理記載東頂証明書の会は				
	外国人登録原票記載事項証明書の交付 ふれあい貸農園の受付				
国保年金関係	国保被保険者の資格取得・喪失及び被保険者証の交付・返納				
	国民健康保険の出産育児一時金及び葬祭費の支給				
	高額医療費・療養費等の申請受付 はり・きゅう・マッサージ券の申請受付				
	国民年金免除申請書の受付				
	年金被保険者の資格取得・喪失及び年金手帳の記載事項の訂正				
	福祉相談窓口(電話相談含む) 日赤社資の納入受付				-
	身体障害者手帳申請書類の交付・受理及び記載事項変更				
	療養手帳申請書交付・受理及び記載事項変更				
	精神障害者保健福祉手帳・通院公費負担申請書類の交付・受理				
福祉関係	身体・精神手帳交付診断料助成申請 福祉タクシーのタクシー券交付(障害)				
	有料道路の割引・航空運賃の割引に関する手続				
	生計同一証明の交付				
	精神障害者医療費助成申請書の交付・受理 福祉手当申請書受理				
	出産祝品の交付				
	手当・助成金等口座番号等変更届け出				
	支援費支給申請書交付・受理 日常生活用具申請書交付・受理				-
	重度心身障害者(児)医療費助成申請書交付・受理				
	自動車運転免許取得助成申請書交付・受理				
	身体障害者用自動車改造費申請書交付・受理 心身障害者(児)短期保護委託料助成申請書受理				
	扶養年金申請等(交付・再交付・変更・減額)				
	N H K 放送受信料減免申請受理				
	老人医療受給証の発行及び回収 老人医療費支給申請受付				
	福祉サービスに係る相談窓口				
	福祉サービスの申請受付(配食・福祉タクシー(高齢者)・おむつ手当・給食サービス)				
	福祉サービスの申請受付(上記以外のもの) 要介護認定等申請受付(資格者証等の発行を含む)				-
	高額介護サービス費、住宅改修、福祉用具購入等の申請受付				
	介護保険等の相談業務				
	児童手当の申請等及び現況届の受付 				-
	母子家庭等医療費助成金支給申請書の受付 保育所、学童保育所入所申込				
	空き缶回収機記念品交換				
環境関係	資源再生利用助成金交付申請書及び環境美化負担金交付申請書の受付				-
	粗大ごみ処理券の売り捌き し尿処理券の売り捌き				
	し尿処理申請書及び未納し尿処理券の受理				
	指定ごみ袋引換券の交付、容量の変更、パンフレットの配布等				
	ごみ集積所及び資源回収集積所の設置申請書の受付 ごみ分別ルールの相談・啓発(経過措置)				-
	公害苦情相談、犬の登録、注射済票の交付、草刈機の貸出し受付				
道路補修関係	道路補修、側溝清掃等				
	交通安全施設等設置申請書(新規・移設・撤去・交換)の受付 全職員数を約180人削減した段階でのもの				Ь

- (注)・当該業務は、全職員数を約180人削減した段階でのもの。

 - ・ は、新たに取扱う業務。 ・ は、新たに取扱う業務。 ・出張所は、現在の野田市の南出張所、北出張所、中央出張所の3ケ所。 ・関宿町のコミュニティセンター(3ケ所)は、合併後、公民館と位置付けられる(窓口事務は継続)。 ・郵便局は、野田地区の川間郵便局、清水郵便局、目吹郵便局、福田郵便局、ジャスコ内郵便局の5局。